

消防局危機管理推進委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 消防局における危機管理に係る施策の充実並びに推進体制の強化を図るため、必要な事項について調査及び検討を実施する消防局危機管理推進委員会（以下「危機管理推進委員会」という。）を設置する。

（調査及び検討項目）

第2条 危機管理推進委員会は、次に掲げる項目について調査及び検討を実施する。

- （1）危機管理に係る計画等の策定及び施策の進行管理に関すること。
- （2）危機管理に係る推進体制の強化に関すること。
- （3）その他危機管理に関すること。

（組織）

第3条 危機管理推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、警防部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を統括し、危機管理推進委員を招集してその議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（庶務）

第5条 危機管理推進委員会の庶務は警防部警防課において行うものとする。

（雑則）

第6条 危機管理推進委員会の運営その他この設置要綱の施行に際し、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この設置要綱は、平成17年1月24日から施行する。

消防局危機管理推進委員会名簿

	役 職
委員長	消防局長
副委員長	警防部長
委 員	総務部長
委 員	予防部長
委 員	総務部担当部長・庶務課長事務取扱
委 員	人事課長
委 員	施設装備課長
委 員	企画担当課長
委 員	警防部担当部長・警防課長事務取扱
委 員	警防部担当部長
委 員	救急課長
委 員	指令課長
委 員	航空隊長
委 員	予防部担当部長・予防課長事務取扱
委 員	査察課長
委 員	保安課長

事務局 警防部警防課